

令和4年度 第3回 海老名市環境審議会 会議録

日時等	令和5年2月20日（月）13時30分～		
案 件	<ul style="list-style-type: none"> ・[諮問事項] 自然緑地保全区域の指定解除について ・[報告事項] 県央相模川サミットにおけるカーボンニュートラル推進に向けた共同宣言について ・[報告事項] 海老名環境白書2022の発行について ・[報告事項] 一般廃棄物処理基本計画について ・[報告事項] ペットボトル水平リサイクル及びパソコン等の無料宅配回収サービスに係る協定締結について ・[報告事項] 自然緑地保存樹木の枯死について 		
出席委員	氏家委員、井上委員、太田委員、大橋委員、木嶋委員、里村委員、清水委員、中谷委員、藤田委員、森島委員 計10名		
公開の可否	公開	傍聴者数	0名
幹 事	金指経済環境部長 吉沢経済環境部次長 蓬田環境政策課長		
事務局・説明者等	環境政策課：森田係長、鈴木主査、寺本主査、原主事補、岡村主事（事務局） 都市施設公園課：一杉主幹、田中主事		
結 果	<p>[諮問事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然緑地保全区域の指定解除について <p>結論：原案のとおり了承</p>		

1 開会 (進行：環境政策課長)

2 市長あいさつ

3 会長あいさつ

諮問

—— 審議会に諮問 ——

4 議事 (海老名市環境審議会条例第7条第1項に基づき会長が議長となる。)

・傍聴希望者：0名

(1) [諮問事項] 自然緑地保全区域の指定解除について〈資料1〉

委員 A： 本件は、維持管理が困難とのことで、木がなくなることの寂しさもあるが、今までずっと管理していた中で出来なくなることもあると思われる。枯れてしまったものは仕方ないとしても、まだ寿命がある木については、難しいとは思いますが、市で買い取って、例えば運動公園等、どこかに植えるなどの方法を考えていただきたい。

都市施設公園課： 自然緑地保全区域では、樹木の本数がかかなり多いため、それらをどこかに移植するという対応は難しい。
別の制度である自然緑地保存樹木については、1本ずつ指定している樹木になるため、こちらは移植という手法も不可能ではないと思われる。しかし、移植先として運動公園を挙げられていたが、移植した木はどうしても弱い部分が出てしまうため、公園の中への移植は、倒木の危険性を考えると困難ではないかと考えている。

委員 A： 本件は昭和51年に指定が始まったものであり、長く保全されてきたものである。今後は、市で保有する空地等、移植できる場所になるべく移植するなど、可能な限り生かしていくかたちで出来ることは無いか検討していただきたい。

委員 B： 自然緑地保全区域の解除ということで、今後、宅地造成

等の開発が行われる可能性があると思われる。解除される自然緑地保全区域の面積は、我々からすると、とても広い土地である。この規模の自然緑地保全区域が解除されてしまった時に、市全体での緑地保全への影響をどのように考えているのか。

都市施設公園課： 現時点で、市が自然緑地保全区域として指定させていたでいる面積は全体で約14万4,000㎡になる。そのうち本件では755㎡が解除される。全体からすれば、まだ緑地が残っているとの見方もできるが、年々減少傾向にあるため、市としても、何かしら自然緑地保全区域の指定解除に歯止めをかける方策を考えていかなければならないと考えている。

委員B： 時代の流れで、やむを得ない場合があることは理解できる。一方で、今後も自然緑地保全区域の指定解除が続くのであれば、市としても何か考えを示していただくようお願いしたい。

(2) [報告事項] 県央相模川サミットにおけるカーボンニュートラル推進に向けた共同宣言について〈資料2〉

委員C： 相模川流域の市町村が連携して、カーボンニュートラル推進に向けて進めることは非常に良いことだと思うので、ぜひ実行していただきたい。県央相模川サミットの構成市町村で二酸化炭素の排出量がどのくらいか、定量的なものが見えるような形で、どのように削減していくか、カーボンニュートラル推進に向けて進めていただきたい。ただ掛け声だけではなく、実行があるものにしていただきたい。

環境政策課長： 市長も宣言式典において、神奈川県に対して、市町村によっては排出量の見える化が非常に難しいため、資料を示していただくなど、市町村間の知識や技術の差をフォローできるように、しっかりとリーダーシップを取っていただきたいと要望していた。

委員 B： カーボンニュートラル推進に向けた共同宣言ということだが、県央以外の市町村、例えば平塚市、茅ヶ崎市、他にも相模川流域で市町村はある。県央相模川サミット以外の相模川で関係する市町村との意見交換や、今後どのような取り組みをするか、情報交換、広域的な取り組みの研究等、相模川流域の県央以外の市町村との連携は何かあるのか。

環境政策課長： 現時点でそのような動きがあることは承知していないが、従来より相模川の関係で、河川の保全を目的とした会議体があり、その中でカーボンニュートラルに関する話等が出る可能性はある。

委員 A： カーボンニュートラルの実現に向けた、全体的なタイムスケジュールについて、定例的なものを含め、どの程度のスパンで報告されるのか。また、いつ頃までに、何をどのように進めていくことを考えているのか。

環境政策課： 各自治体が地球温暖化対策実行計画を策定しており、その中でカーボンニュートラルに向けた目標を設定している自治体もある。先ほどお話があったとおり、知識や技術のレベルの差は正直あり、自治体によって、出来ることには差がある。今回、カーボンニュートラルの推進専門部会、相模川サミットの集まりの中で、まずは情報交換等を通じて、どのような対策ができるかを整理し、可能であれば目標を設定して、県央相模川サミットとしてどこまでできるか議論していくことが必要であると考える。

(3) [報告事項] 海老名環境白書2022の発行について〈資料3〉

委員 C： 23ページの環境法令等定期監査における不適合事項について、どのような対策をされたか。

環境政策課： 消防本部で廃棄物の処理に関して、グリストラップ汚泥を産業廃棄物として処理していたが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中で、前年度に処理したものを神奈川県

へ翌年の4月1日から6月30日までに報告する義務がある。この報告が漏れていたことが、監査の中で発覚し、不適合と判断した。指摘以降、迅速に対応され、神奈川県へも報告済みということを確認している。原因は、今年度担当が新しくなったことで、引き継ぎが十分にされていない、いわゆるヒューマンエラーと認識している。今後同様のことが起きないように、まず引き継ぎする上で、県への報告等、周知徹底をし、課内でも共有すること、そしてスケジュールの中にも組み込んで、適切に管理していくことで報告されている。

委員C： どのような内容を県に報告しているのか。

環境政策課： 神奈川県に報告する内容については、どのような産業廃棄物を処理したか、その排出量、運搬、処分した業者の名前の名称を報告することが法律で定められている。

委員C： 報告した内容をどのように管理しているのか。

環境政策課長： 神奈川県において、排出量と処分量の付け合わせをすることが目的ではないかと考える。業者によって異なるが、最近では電子マニフェストが主となっており、そちらで互いに報告し合うため、この6月の定例報告というのは省略できる形となっている。紙のマニフェストを出しているものに関しては、処理事業者と排出事業者のそれぞれが報告をし、量が合っているか確認する趣旨で、報告が義務付けられていると考える。

委員C： 不法投棄が起きないようにするということか。

環境政策課長： 排出量が処分量と一致しているかというところを確認するものとする。

委員C： 環境法令等順守事項一覧表に記載がある事項について実施するということだが、この一覧表に記載漏れはないか。毎年環境法令は新しくなり、厳しくなっていく。適切に管理していくことが必要と考えるが、この順守事項一覧表というのはどのように作られるのか。

環境政策課： 環境法令等順守事項一覧表は、所管ごとに管理する施設や取り組む事業により、該当する法令が変わってくる。これはISO14001の認証を取得していた時代から、作成しているものであり、現行の海老名環境マネジメントシステムにおいても、運用が継続されている。情報のリニューアルについては、当然各所管において対応しているものと考えているが、海老名環境マネジメントシステム所管部署としても、環境法令に関する改正情報を入手した際には、各所管に展開することは行っている。それを受け、一覧表の修正が必要であれば、各所管から届出を提出してもらい、一覧表を修正している。

委員C： この一覧表に漏れがあると、監査がしっかりと機能しなくなってしまう。海老名環境マネジメントシステム専門部会でチェックする仕組みがあれば漏れはなくなるのではないかと思う。

もう一つは、廃棄物をリサイクル処理している部署の運用状況についてお伺いしたい。

環境政策課長： 市の廃棄物処理施設である資源化センターは、集められた容器包装プラスチックや、ペットボトル、その他不燃物等を選別し、リサイクル業者へ渡すためにパッケージングしている中間処理施設である。

委員C： 資源化センターの監査実施者に経済環境部は入っているのか。

環境政策課： 監査については、市職員で行う内部環境監査と定期監査の2種類がある。内部環境監査では、経済環境部を監査する際には、他の部の職員で構成されるチームで監査する形をとっている。定期監査では、ISO14001審査員の資格保有者の方に、公平な目で見いただいている。

委員C： 環境法規というのは、毎年色々な細かいところが変わり、更に厳しくなっていく。先ほど申し上げたが、環境マネジメント専門部会で順守事項一覧表を確認するのも、一つの方法であると考えます。

(4) [報告事項] 一般廃棄物処理基本計画について〈資料4〉

委員 A : 前回、市の職員で、どの程度生ごみ機器を導入されているか質問をした。それ以降、導入の台数と人数は把握されたか。

環境政策課長 : 職員の導入状況については、補助利用者以外把握できていない。今後、部長から職員に対する普及啓発というものを考えたかどうかという指示もいただいている。アンケート等が取れるか確約できないが、把握に努めてまいりたい。

委員 A : 減量化を本当にしたいのか疑問に感じてしまうので、まず市の職員から生ごみ機器を導入していただき、これだけ取り組んでいると、本気度を示してもらいたい。生ごみはどうしても水分を含むので、どうしても焼却温度が下がる。このような問題を踏まえて積極的に取り組んでももらいたい。

環境政策課長 : 生ごみ処理機の効果については、今PR方法を考えている。参考にさせていただく。

委員 B : 量的には少ないと思うが、廃食用油は市の扱いとして、どのようにしているのか。

環境政策課 : 廃食用油は、ペットボトルに入れて皆さんに出していただいている。回収後はタンクに貯め、リサイクル業者に引き渡している。リサイクルの内容としては、インクや石鹼等にリサイクルをしている。

委員 B : SAFという、航空燃料の再利用が少ない。食用油が不足しているので、量がわずかでも、航空燃料等へ再生、そして再利用に繋げる。大きなものにはならないと思うが、いわば今問題になっているものに特化、あるいは協力していくとSDGsの取り組みのPRになると思うので、ぜひ取り組んでいただきたい。

環境政策課 : リサイクルの手法で、私達が知らない、さまざまなリサイクル方法があるのは承知している。色々なルート、形成も当然あるので、今後リサイクルの方法は考えさせていただく。

ご意見については、参考にさせていただく。

(5) [報告事項] ペットボトル水平リサイクル及びパソコン等の無料宅配回収サービスに係る協定締結について〈資料5〉

委員B： 回収システムの一連の作業に則って行うということだが、内容がパソコンなので、個人情報等のデータ、これらの消去は回収システムの流れの中でどのようにされるのか。

環境政策課： パソコン等の個人情報等のデータの消去については、パソコンの持ち主、個人でまず消去をしていただくことが前提となる。リネットジャパンリサイクルで消去して証明書を出すことを有料で行っている。その他にホームページで消去ソフトをダウンロード出来るとも聞いている。様々な方法で消去のご案内を市民に対して行うような内容となっている。

(6) [報告事項] 自然緑地保存樹木の枯死について〈資料6〉

(質疑等なし)

5 その他

6 閉会

— 散 会 —